

地方競馬全国協会 会報

第 325 号 平成 22 年 5 月

目 次

競馬関係

登録関係

馬主及び馬の登録数調べ

その他

平成 22 年度第 1 回補助金の交付決定について

平成 22 年度第 2 回補助金の交付決定について

畜産振興関係

補助事業の交付決定・確定等

平成 22 年度畜産振興補助事業事業実施主体候補者
一覧（平成 22 年 5 月 10 日現在）

平成 22 年度競走馬生産振興事業事業実施主体候補者
一覧（平成 22 年 5 月 10 日現在）

平成 21 年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の
交付決定について（第 3 回）

平成 21 年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の
交付決定について（第 4 回）

平成 22 年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の
交付決定について（第 1 回）

平成 22 年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の
交付決定について（第 2 回）

規程関係

協会業務規程

地方競馬全国協会競馬活性化計画事業補助実施要綱の
一部変更

馬主および馬の登録数調べ

平成 22 年 4 月分 登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更				
				氏名・名称	代表者	馬主	馬名	他
馬 主	0	3	2	0	0			
馬	762	1641	0			170	10	4

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん	計
	サラ系	アラ系	小計	えい	
1 歳	0	0	0	0	0
2 歳	337	0	337	216	553
3 歳	123	0	123	1	124
4 歳	41	0	41	0	41
5 歳	22	0	22	0	22
6 歳以上	22	0	22	0	22
計	545	0	545	217	762

ただし、登録事項の変更及び抹消については 4 月中に事務処理済みの件数である。

平成 22 年度第 1 回補助金の交付決定について

平成 22 年度競馬活性化補助事業の選定に関して、平成 22 年 4 月 9 日付けで農林水産大臣承認（第 1 回）を受け、これに基づき次のとおり補助金の交付の決定を行った。

団体別一覧表

平成 22 年度第 1 回競馬活性化補助事業交付決定状況

都道県名	補助事業名	補助事業者名 (認定都道府県等)	交付決定 件数	交付決定金額 (千円)
高知県	競馬活性化補助事業 (福山競馬・高知競馬が共同 で行う広報事業等)	高知県競馬組合 (福山市)	1	70,084
計			1	70,084

平成 22 年度第 2 回補助金の交付決定について

平成 22 年度競馬活性化補助事業の選定に関して、平成 22 年 4 月 23 日付けで農林水産大臣承認（第 2 回）を受け、これに基づき次のとおり補助金の交付の決定を行った。

平成 22 年度第 2 回競馬活性化補助事業交付決定状況

都道県名	補助事業名	補助事業者名 (認定都道府県等)	交付決定 件数	交付決定金額 (千円)
中央	競馬活性化補助事業 (シリーズ競走等への情報提 供事業)	全国公営競馬主催 者協議会	1	151,227
愛知県	競馬活性化補助事業 (3 場併売システムの整備)	愛知県競馬組合	1	8,807
岐阜県	競馬活性化補助事業 (3 場併売システムの整備)	岐阜県地方競馬組合	1	4,125
計			3	164,159

平成22年度畜産振興補助事業 事業実施主体候補者一覧(平成22年5月10日現在)

事業名	道府県名	事業実施主体候補者名
I-(1)登録推進	全国	社団法人 日本馬事協会
I-(2)種雄馬の導入(農用馬)	全国	社団法人 日本馬事協会
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	幕別町農業協同組合
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	足寄町農業協同組合
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	阿寒農業協同組合
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	帯広市川西農業協同組合
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	標茶町農業協同組合
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	十勝池田町農業協同組合
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	十勝高島農業協同組合
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	音更町農業協同組合
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	摩周湖農業協同組合
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	豊頃町農業協同組合
I-(3)①奨励金交付事業	北海道	芽室町農業協同組合
I-(3)①奨励金交付事業	岩手県	花巻農業協同組合
I-(3)②導入貸付事業	熊本県	熊本県畜産農業協同組合
I-(3)②導入貸付事業	宮崎県	都城農業協同組合
I-(4)①優良種雄馬繁殖奨励	北海道	上川生産農業協同組合連合会
I-(4)①優良種雄馬繁殖奨励	北海道	ホクレン農業協同組合連合会
I-(4)①優良種雄馬繁殖奨励	北海道	十勝農業協同組合連合会
I-(4)①優良種雄馬繁殖奨励	北海道	根室生産農業協同組合連合会
I-(4)①優良種雄馬繁殖奨励	北海道	釧路農業協同組合連合会
I-(4)①優良種雄馬繁殖奨励	青森県	青森県畜産農業協同組合連合会
I-(4)①優良種雄馬繁殖奨励	岩手県	社団法人 岩手県畜産協会
I-(4)①優良種雄馬繁殖奨励	島根県	隠岐どうぜん農業協同組合
I-(4)①優良種雄馬繁殖奨励	熊本県	熊本県畜産農業協同組合
I-(4)①優良種雄馬繁殖奨励	宮崎県	都城農業協同組合
I-(4)①優良種雄馬繁殖奨励	宮崎県	こばやし農業協同組合
I-(4)②子馬生産奨励	北海道	上川生産農業協同組合連合会
I-(4)②子馬生産奨励	北海道	ホクレン農業協同組合連合会
I-(4)②子馬生産奨励	北海道	十勝農業協同組合連合会
I-(4)②子馬生産奨励	北海道	根室生産農業協同組合連合会
I-(4)②子馬生産奨励	北海道	釧路農業協同組合連合会
I-(4)②子馬生産奨励	青森県	青森県畜産農業協同組合連合会
I-(4)②子馬生産奨励	岩手県	社団法人 岩手県畜産協会
I-(4)②子馬生産奨励	島根県	隠岐どうぜん農業協同組合
I-(4)②子馬生産奨励	熊本県	熊本県畜産農業協同組合
I-(4)②子馬生産奨励	宮崎県	都城農業協同組合
I-(4)②子馬生産奨励	宮崎県	こばやし農業協同組合
I-(4)③改良促進奨励[改良促進奨励]	北海道	上川生産農業協同組合連合会
I-(4)③改良促進奨励[改良促進奨励]	北海道	ホクレン農業協同組合連合会
I-(4)③改良促進奨励[改良促進奨励]	北海道	十勝農業協同組合連合会
I-(4)③改良促進奨励[改良促進奨励]	北海道	根室生産農業協同組合連合会
I-(4)③改良促進奨励[改良促進奨励]	北海道	釧路農業協同組合連合会
I-(4)③改良促進奨励[保留奨励]	北海道	上川生産農業協同組合連合会
I-(4)③改良促進奨励[保留奨励]	北海道	ホクレン農業協同組合連合会
I-(4)③改良促進奨励[保留奨励]	北海道	十勝農業協同組合連合会

事業名	道府県名	事業実施主体候補者名
I-(4)③改良促進奨励[保留奨励]	北海道	根室生産農業協同組合連合会
I-(4)③改良促進奨励[保留奨励]	北海道	釧路農業協同組合連合会
I-(4)④生産技術指導	全国	社団法人 日本馬事協会
I-(5)その他 農用馬生産振興推進	全国	社団法人 日本馬事協会
I-(5)その他 優良農用馬資源確保緊急特別対策	全国	社団法人 日本馬事協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	全国	社団法人 中央畜産会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	北海道	社団法人 北海道酪農畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	青森県	社団法人 青森県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	岩手県	社団法人 岩手県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	宮城県	社団法人 宮城県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	秋田県	社団法人 秋田県農業公社
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	山形県	社団法人 山形県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	福島県	社団法人 福島県畜産振興協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	茨城県	社団法人 茨城県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	栃木県	社団法人 栃木県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	群馬県	社団法人 群馬県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	埼玉県	社団法人 埼玉県畜産会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	千葉県	社団法人 千葉県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	神奈川県	社団法人 神奈川県畜産会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	新潟県	社団法人 新潟県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	富山県	社団法人 富山県畜産振興協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	石川県	社団法人 石川県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	福井県	社団法人 福井県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	山梨県	社団法人 山梨県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	長野県	社団法人 長野県畜産会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	岐阜県	社団法人 岐阜県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	静岡県	社団法人 静岡県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	愛知県	社団法人 愛知県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	三重県	社団法人 三重県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	滋賀県	社団法人 滋賀県畜産振興協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	京都府	社団法人 京都府畜産振興協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	大阪府	社団法人 大阪府畜産会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	兵庫県	社団法人 兵庫県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	奈良県	社団法人 奈良県畜産会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	和歌山県	社団法人 畜産協会わかやま
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	鳥取県	社団法人 鳥取県畜産推進機構
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	島根県	社団法人 島根県畜産振興協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	岡山県	社団法人 岡山県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	広島県	社団法人 広島県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	山口県	社団法人 山口県畜産振興協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	徳島県	社団法人 徳島県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	香川県	社団法人 香川県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	愛媛県	社団法人 愛媛県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	高知県	社団法人 高知県畜産会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	福岡県	社団法人 福岡県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	佐賀県	社団法人 佐賀県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	長崎県	社団法人 長崎県畜産協会
II-(1)地域畜産支援指導等体制強化	熊本県	社団法人 熊本県畜産協会

事業名	道府県名	事業実施主体候補者名
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	大分県	社団法人 大分県畜産協会
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	宮崎県	社団法人 宮崎県畜産協会
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	鹿児島県	社団法人 鹿児島県畜産協会
Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化	沖縄県	社団法人 沖縄県畜産会
Ⅱ－(2)その他 馬の装蹄技術講習及び装蹄師の養成	全国	社団法人 日本装蹄師会
Ⅲ－6 家畜衛生推進 その他 馬飼養衛生管理特別対策	全国	社団法人 中央畜産会
V－その他 馬事畜産振興推進	全国	馬事畜産振興協議会
V－その他 馬事畜産振興推進	全国	社団法人 日本ホルスタイン登録協会
V－その他 畜産フェア普及特別対策	北海道	社団法人 北海道酪農畜産協会
V－その他 畜産フェア普及特別対策	千葉県	社団法人 千葉県畜産協会

平成22年度競走馬生産振興事業 事業実施主体候補者一覧(平成22年5月10日現在)

事業名	都道府県名	事業実施主体候補者名
I-(1)軽種馬の登録推進	全国	財団法人 日本軽種馬登録協会
I-(2)その他 軽種馬の生産育成指導	全国	社団法人 日本軽種馬協会
II-(1)生産育成地馬防疫推進	全国	社団法人 中央畜産会
II-(2)その他 競走馬防疫促進対策	全国	社団法人 中央畜産会
II-(2)その他 馬防疫衛生推進	全国	全国公営競馬獣医師協会
II-(2)その他 育成馬等の予防接種対策	北海道	社団法人 ばんえい競馬馬主協会
II-(2)その他 育成馬等の予防接種対策	北海道	社団法人 北海道馬主会
II-(2)その他 育成馬等の予防接種対策	岩手県	社団法人 岩手県馬主会
II-(2)その他 育成馬等の予防接種対策	埼玉県	社団法人 埼玉県馬主会
II-(2)その他 育成馬等の予防接種対策	千葉県	社団法人 千葉県馬主会
II-(2)その他 育成馬等の予防接種対策	東京都	社団法人 東京都馬主会
II-(2)その他 育成馬等の予防接種対策	神奈川県	社団法人 神奈川県馬主協会
II-(2)その他 育成馬等の予防接種対策	石川県	社団法人 石川県馬主協会
II-(2)その他 育成馬等の予防接種対策	岐阜県	社団法人 岐阜県馬主会
II-(2)その他 育成馬等の予防接種対策	愛知県	社団法人 愛知県馬主協会
II-(2)その他 育成馬等の予防接種対策	兵庫県	社団法人 兵庫県馬主協会
II-(2)その他 育成馬等の予防接種対策	広島県	広島県馬主会
II-(2)その他 育成馬等の予防接種対策	高知県	高知県馬主協会
II-(2)その他 育成馬等の予防接種対策	佐賀県	佐賀県馬主会
II-(2)その他 育成馬等の予防接種対策	熊本県	熊本県馬主会
III 軽種馬経営構造改革支援(軽種馬生産基盤整備対策)	全国	社団法人 日本軽種馬協会
III 軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)	全国	社団法人 日本軽種馬協会
III 軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)	全国	社団法人 競走馬育成協会
III 優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)	全国	社団法人 日本軽種馬協会
III 優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)	全国	社団法人 日本軽種馬協会
III 軽種馬海外流通促進	全国	社団法人 日本軽種馬協会

平成 21 年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の交付決定について（第 3 回）

平成 21 年度馬産地再活性化緊急対策事業の選定に関して、平成 22 年 1 月 21 日付けで次のとおり助成金の交付の決定を行った。

事業区分毎の総括表

事業区分	件数	交付決定額（円）
1 馬生産経営体質強化事業	1	800,000,000
2 馬流通活性化事業	—	—
計	1	800,000,000

平成 21 年度馬産地再活性化緊急対策事業交付決定状況（第 3 回）

助成事業名	助成事業者名	交付決定額（円）
(4)馬経営基盤強化資金融通事業 イ補償基盤強化費	北海道農業信用基金協会	800,000,000
計	1 件	800,000,000

平成 21 年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の交付決定について（第 4 回）

平成 21 年度馬産地再活性化緊急対策事業の選定に関して、平成 22 年 3 月 26 日付けで次のとおり助成金の交付の決定を行った。

事業区分毎の総括表

事業区分	件数	交付決定額（円）
1 馬生産経営体質強化事業	—	—
2 馬流通活性化事業	2	1 6 1, 1 7 9, 7 0 0
計	2	1 6 1, 1 7 9, 7 0 0

平成 21 年度馬産地再活性化緊急対策事業交付決定状況（第 4 回）

助成事業名	助成事業者名	交付決定額（円）
(2) 軽種馬取引市場の情報 発信のための取組	日高軽種馬農業協同組合	1 9, 8 8 0, 0 0 0
(3) 上場馬の情報開示の ための取組 (4) 上場馬の資質向上の ための取組	〃	1 4 1, 2 9 9, 7 0 0
計	2 件	1 6 1, 1 7 9, 7 0 0

平成 22 年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の交付決定について（第 1 回）

平成 22 年度馬産地再活性化緊急対策事業の選定に関して、平成 22 年 4 月 30 日付けで次のとおり助成金の交付の決定を行った。

事業区分毎の総括表

事業区分	件数	交付決定額（円）
1 馬生産経営体質強化事業	6	62,206,000
2 馬流通活性化事業	—	—
計	6	62,206,000

平成 22 年度馬産地再活性化緊急対策事業交付決定状況（第 1 回）

助成事業名	助成事業者名	交付決定額（円）
(2) ア 馬生産高度化リース事業	転貸者：みついし農業協同組合 リース事業者：(株)ホクレンリース	33,639,000
	転貸者：しずない農業協同組合 リース事業者：(株)ホクレンリース	18,318,000
	転貸者：新冠町農業協同組合 リース事業者：(株)ホクレンリース	2,710,000
	転貸者：富川町農業協同組合 リース事業者：(株)ホクレンリース	2,206,000
(2) イ 馬経営複合化リース事業	転貸者：みついし農業協同組合 リース事業者：(株)ホクレンリース	4,200,000
	転貸者：しずない農業協同組合 リース事業者：(株)ホクレンリース	1,133,000
計	6 件	62,206,000

平成 22 年度馬産地再活性化緊急対策事業助成金の交付決定について（第 2 回）

平成 22 年度馬産地再活性化緊急対策事業の選定に関して、平成 22 年 4 月 30 日付けで次のとおり助成金の交付の決定を行った。

事業区分毎の総括表

事業区分	件数	交付決定額（円）
1 馬生産経営体質強化事業	—	—
2 馬流通活性化事業	2	8, 406, 200
計	2	8, 406, 200

平成 22 年度馬産地再活性化緊急対策事業交付決定状況（第 2 回）

助成事業名	助成事業者名	交付決定額（円）
(3) 上場馬の情報開示の ための取組 (4) 上場馬の資質向上の ための取組	鹿児島県軽種馬協会	6, 047, 620
	千葉県両総馬匹農業協同組合	2, 358, 580
計	2 件	8, 406, 200

地方競馬全国協会競馬活性化計画事業補助実施要綱の一部変更

競馬活性化計画事業補助実施要綱（平成 17 年 3 月 31 日制定）の一部を別紙新旧対照表のとおり変更する。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 22 年 4 月 19 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 22 年度以降の補助事業から適用し、平成 21 年度以前に選定した補助事業については、なお、従前の例による。

競馬活性化計画事業補助実施要綱新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第 1 趣旨</p> <p>地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、競馬法第 23 条の 36 第 1 項第 8 号の規定に基づき、共同して、競馬の実施に関する相互の連携の促進その他の地方競馬の活性化に資する方策を実施することによりその事業の収支の改善を図るための計画（以下「競馬活性化計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を受けた都道府県又は指定市町村（以下「認定都道府県等」という。）が当該認定に係る競馬活性化計画（変更の認定があったときは、その後のもの。以下「認定競馬活性化計画」という。）に基づいて行う事業を実施するのに要する経費について、<u>別表に掲げる補助率等が定額以外の事業</u>にあつては、競馬法附則第 8 条第 1 項に基づく協会の勘定間の繰入れによる資金及び日本中央競馬会が競馬法附則第 8 条第 2 項第 1 号の規定に基づいて協会に交付する特別振興資金により、<u>別表に掲げる補助率等が定額の事業</u>（以下「特定競馬活性化事業」という。）にあつては、競馬法附則第 8 条第 1 項に基づく協会の勘定間の繰入れによる資金により、毎年度、協会の予算の</p>	<p>第 1 趣旨</p> <p>地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、競馬法第 23 条の 36 第 1 項第 8 号の規定に基づき、共同して、競馬の実施に関する相互の連携の促進その他の地方競馬の活性化に資する方策を実施することによりその事業の収支の改善を図るための計画（以下「競馬活性化計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を受けた都道府県又は指定市町村（以下「認定都道府県等」という。）が当該認定に係る競馬活性化計画（変更の認定があったときは、その後のもの。以下「認定競馬活性化計画」という。）に基づいて行う事業を実施するのに要する経費について、競馬法附則第 8 条第 1 項に基づく協会の勘定間の繰入れによる資金及び日本中央競馬会が競馬法附則第 8 条第 2 項第 1 号の規定に基づいて協会に交付する特別振興資金により、毎年度、協会の予算の範囲内において補助金を交付することとし、もって地方競馬における事業収支改善に資することを目的とする。</p> <p>補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の選定及び実施並びに補助の方法</p>

改 正 案	現 行
<p>範囲内において補助金を交付することとし、もって地方競馬における事業収支改善に資することを目的とする。</p> <p>補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の選定及び実施並びに補助の方法等に関しては、地方競馬全国協会業務方法書（昭和 37 年 8 月 1 日農林大臣認可）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第 2～第 22（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この要綱の一部変更は、平成 22 年 4 月 9 日から実施する。</u></p> <p><u>2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 22 年度以降の補助事業から適用し、平成 21 年度以前に選定した補助事業については、なお、従前の例による。</u></p>	<p>等に関しては、地方競馬全国協会業務方法書（昭和 37 年 8 月 1 日農林大臣認可）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第 2～第 22（略）</p>

競馬活性化計画事業補助実施要綱（別表）新旧対照表

別 表

	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等
改正後	競馬活性化補助事業	認定競馬活性化計画に基づく事業の実施であること。	認定都道府県等 特認団体	<p>1. 事業費</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方競馬の連携・活性化を推進するために、特に必要とされる単独の整備に要する経費</p> <p>(4) 認定都道府県等の相互の連携の促進その他の地方競馬の活性化を図ることにより、地方競馬の収支の改善に資すると協会が特に認める事業に要する経費</p> <p>2. 推進事務費 (略)</p>	<p>1/2 以内(ただし、協会の予算の範囲内とする。)</p> <p>1/2 相当定額 <u>定額(特定競馬活性化事業に限るものと</u> <u>し、別に定める額を上限とする。)</u></p>
現行	競馬活性化補助事業	認定競馬活性化計画に基づく事業の実施であること。	認定都道府県等 特認団体	<p>1. 事業費</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方競馬の連携・活性化を推進するために、特に必要とされる単独の整備に要する経費</p> <p>(4) 認定都道府県等の相互の連携の促進その他の地方競馬の活性化を図ることにより、地方競馬の収支の改善に資すると協会が特に認める事業に要する経費</p> <p>2. 推進事務費 (略)</p>	<p>1/2 以内(ただし、協会の予算の範囲内とする。)</p> <p>1/2 相当定額</p>